

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する
ワーキンググループ（第2回）議事録

令和5年7月24日（月）
10時30分～12時30分
W E B 会 議

[出席者]

（委員）石黒委員、近藤委員、永田委員、伊東委員、加藤委員、北出委員、坂本委員
（計7名）

（文化庁）圓入国語課長、小林日本語教育推進室長、伊藤国語課長補佐、石澤養成研修専門官、増田日本語教育調査官 ほか関係官

[配布資料]

- 資料1 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する
ワーキンググループ（第1回）議事録（案）
- 資料2 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関に関する省令等の案について
- 資料3 第119回日本語教育小委員会 主な御意見
- 資料4 登録日本語教員に係る経過措置の検討のための民間試験の公募結果について

[参考資料]

- 参考資料1 日本語教育小委員会（23期）における審議内容について
- 参考資料2 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関する
ワーキンググループの進め方
- 参考資料3 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（条文）
- 参考資料4 日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 議事（１）について、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等についての検討を行った。
- 3 審議の内容は以下のとおりである。

○永田座長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第２回登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを開会いたします。本日は、御多用のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続き、オンラインでのウェブ会議開催となります。傍聴者の方々もオンラインでこの会議を御覧になれることを御承知おきください。議事に入る前に、定足数と配布資料の確認をいたします。では、事務局、お願いします。

○石澤養成研修専門官

本日、委員総数７名に対し、６名に御出席いただいております。北出委員は、用務の都合上、途中１２時からの御参加予定です。したがって、会議開催に必要な過半数を超えており、定足数を満たしております。

なお、配布資料は、資料４点、参考資料４点。資料１の前回議事次第案を除いて、いずれも文化庁ホームページに間もなく掲載予定です。

○永田座長

議事に入る前に、資料１の前の議事録（案）については、御出席いただいた委員の皆様にご確認いただき、修正の必要がありましたら、１週間後の７月３１日月曜日までに事務局まで提出をお願いいたします。

なお、最終的な議事録の確定は、座長に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

次は、議事（１）の登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等についてです。資料について、まずは事務局より説明をお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

資料2を御覧ください。こちらでございますが、前回、第1回目のワーキンググループの際に、省令等の骨子ということで資料を配布しまして、御議論いただいたところです。今回は、そちらから実際に省令に書き込む際の事項や、前回のワーキング及び小委員会で出された御意見につきまして、赤字で追記させていただいております。本日は、赤字になっているところを中心に御説明できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。前半のところは前回の資料と同じであるため、資料の7ページから御覧ください。

まず、実践研修の指導者に関する規定です。法令上は資格及び経験を有するというところで、その具体的なものを定めるために、①から④を規定として考えているところでございますが、前回からの変更点といたしまして、まず①や②で、日本語教育に係る学位としておりましたところですが、これに加えて、外国の高等教育機関等で、こうした日本語教育に係る学修を積み重ねている方もいらっしゃることは想定されますので、「外国のこれに相当する学位を含む。」という文言を追記しております。

また、①のところ、「かつ、日本語教育に」としております。前回、教育方法ということで、少し狭い形にしておりましたが、「日本語教育に関する研究業績を有する者」という形で、考え方を広めております。

また、養成課程の教授者というところでございますが、日本語教育に係る学位の考え方は、上の実践研修と同様でございます。この①と②、こちらは日本語教育に係る学位とさせていただいておりますが、こうした場合、入ってくる対象となる方の範囲が狭くなってしまうということで、現在の考え方としましては、養成課程の科目、いわゆる必須の教育内容50項目の考え方で、そうした課程に関連するようなことを学位として取られた方ということで、日本語教育に係る学位からは範囲をやや広げて捉えております。

続きまして、8枚目を御覧ください。

こちらは、実践研修機関が登録を受けていただく際に、研修事務規程の認可を文部科学大臣から頂くということで、どのようなことを盛り込むかを書いているものですが、赤いところが追記等をしているところでございます。

まず、科目の実施方法ということで、実践研修自体、教壇実習以外の部分は、対面に相当する効果を有するオンライン授業ということで可能としておりますが、オンライン授業の在り方としては、同時双方向型であるか、もしくは、教員や他の受講者とのやり取りの機会の確保等の一定の要件を満たすオンデマンド型を考えております。

また、教壇実習に関する科目に関して、一つ目の丸、こちらは注意書きで様々な御意見があったところがございますが、補助を行うものとなっているかという記載をしていたところ、実際に授業の補助は何かという御意見がございました。こちらに関しましては、教壇実習の指導者の指導・助言の下、受講者が教壇に立つ実施形態を指すということで、一般的に受け取られる補助ということと、こうした整理をあえて注意書き的に記載しております。

三つ目の丸ですが、教壇実習機関に関しまして、基本的には認定日本語教育機関であることを想定しておりますが、以下の全てを満たす場合は認定日本語教育機関以外も可能ということで、三つの要件を考えております。

一つ目は、養成機関の登録を受けているところも実践研修を実施。二つ目ですが、そうした実習機関が何らかの日本語教育課程を実施。三つ目ですが、適切な教員配置がされていること。こうした要件を考えておまして、具体的には、教員養成機関内の教壇実習のほか、認定機関・外国の大学・企業・難民を対象とした日本語教育機関であるとか、地域の日本語教室等との連携による教壇実習が想定されているということがございます。

なお、小学校等を教壇実習機関とする場合の要件というのは、引き続き検討するというところで、これまでのワーキング等で出た御意見も併せて記載いたしました。

続きまして、9ページを御覧ください。

二つ目の丸でございますが、指導者が年間何人指導をできるかということで、前回のワーキングの際の資料では、年間に指導する受講者数は20人を超えていないこととしておりましたが、ある程度実態を踏まえた形にいたしまして、指導者が同時に指導する受講者の数が、20人を超えていないかという形に修正しております。

続いて、教員養成機関が定める養成業務規程に関しまして、変更命令を行う際の確認事項でございます。

まず、一つ目のところ、科目の実施方法ということでございますが、二つ目の丸に追記をしております。各科目の実施に当たり、通常の実習者が授業時間の2倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外（自宅等が想定されますが）に行わせるカリキュラム内容となっているかということ、確認的に書かせていただいております。

五つ目の丸のところ、オンラインで行う授業形態の場合の要件は、先ほどの実践研修と同じでございます。

教授体制に関することについては、本務等の教授者の中から主任者を置いているかとい

うことにしておりますが、長い記載でございますが、※のところ、本務等教授者の考え方を書いております。

その部分でございますが、本務等教授者としては、養成課程の編成等に責任を担う教授者であって、専ら当該養成課程を置く養成機関の教育に従事するもの又は本務として養成課程を置く登録実践研修機関の教育に従事するということでもあります。

なお書きで書いておりますけれども、養成課程を置く登録日本語教員養成機関で専ら又は本務として教育に従事するということでもありますので、養成課程の業務のみに専ら又は本務として従事することを求めるものではないということで、前回の御意見の中で、ある程度小さな養成機関でやっていらっしゃる方は、なかなかその体制を備えることが難しい状況もあるということで、そうした御意見も考慮しまして、このような形とさせていただきます。

続きまして、11ページの部分は前回と同じで、12ページでございます。

前回のワーキンググループの資料の際にはございませんでしたが、今後定める省令の中には、日本語教員試験や実践研修に関する規定が盛り込まれております。そうした省令で盛り込まれるものにつきまして、この部分で御説明をさせていただきます。

まず、日本語教員試験でございますが、一つ目の丸、実施方法について、コンピュータなどの方法ではなく筆記で行うということでもあります。

二つ目のポツですが、基礎試験と応用試験のいずれも合格された、又は法律やこうした省令などで免除を受けられるということがありますので、免除を受けた方も、当然教員試験の合格者となりますということを書いております。

三つ目のポツですが、応用試験の合格者の判定は、基礎試験に合格した方か基礎試験の免除を受けた方ということでございますが、この意味するところとしましては、基礎試験に合格した方のみが応用試験の採点の対象となり、合否の判定をされるという意味です。ですので、例えば、基礎試験が合格で応用試験は不合格という方はあり得ますが、基礎試験に不合格であるが応用試験に合格ということは、この整理からするとあり得ないということになります。

二つ目の丸でございますが、日本語教員試験の科目につきましては、以下の範囲から出題するというので、こちら、養成課程の教育内容とも合っているかと思っております。

三つ目の丸ですが、基礎試験の免除を受けるための資格ということで、免除を受ける要件に加えまして、過去の基礎試験の合格ということ。基礎試験につきまして、合格さ

れた方は、基本的にその後は基礎試験は免除ということになりますので、その後は応用試験のみをお受けいただく形を考えております。

二つ目ですが、外国の大学等、高等教育機関で養成課程を修了する、一定の要件を満たす同等のような教育内容を既に修得されたような方、そういう高等教育機関がございましたら、個別に指定をして、そういう場合には基礎試験は免除ということになるものと考えております。

続きまして、実践研修に関する規定の部分であります。実践研修はどういう方が受講できるかということで、一つ目は、まず基礎試験に合格している方であること。二つ目ですが、養成課程に入られる方は、そもそも基礎試験は免除となりますけれども、養成課程を修了された方及び修了する見込みの方ということでもあります。

どの段階まで行くと見込みと言えるかどうかということにつきましては、今後、省令の更に細かい点を議論するような、年の後半のワーキングで考えていきたいと思っております。

二つ目の丸ですが、実践研修を修了した者とみなす者ということで、こちらにつきましても、基礎試験の免除の考え方と同じ形を取っております。

続きまして、13ページでございますが、前回の資料と基本的には同じですが、現職の日本語教員の考え方、この資料の右下のところ、平成31年4月1日から令和11年3月31日の間に法務省告示機関や大学等で日本語教員として1年以上勤務した方の枠につきまして、Cルートのところ、前回の資料ではDルートのところまでになっておりましたけれども、Cルートのような登録日本語教員養成機関と同等と認められる現行課程を修了された方で現職教員になる方、なっている方、そして、今後、法施行後5年間の間は、この図も生きておりますので、これから修了されて現職教員になられる方も想定されますので、四角の範囲を少し広げております。ただ、基本的に依拠するところは同じであります。

今日は、ワーキングの後半で、Eルートのところのことについても説明をいたします。

続きまして、資料3を御覧ください。

こちらでございますが、1回目のワーキングの後に日本語教育小委員会がございまして、その際の主な御意見を整理させていただいているものであります。

こちらの登録の関係のワーキングについての御意見ということで、幾つか紹介させていただきます。

まず、こちらの資料の2を御覧いただきたいと思いますが、養成課程の関係で、実態をよく把握していただきたいということと、連合大学という言葉も出ておりますけれども、

そうした様々な在り方について、よく実態を把握して検討していただきたいという御意見がありました。

続きまして、次のページ、実践研修の指導者や養成課程の教授者の要件ということで、一つ目の丸であります。専門性や実務を勘案して幅広く認めていただきたいというような御意見がございました。

もう一つは、日本語教育の実態を理解した人にやっていただきたいという御意見です。

実践研修の方法に関することですが、オンラインの在り方ということで、この御意見では、出発段階では、まず対面を基本とするということで、オンラインについては今後のニーズや状況を踏まえて考えていくべきであるという御意見がございました。

教壇実習に関することということで、一つ目のところですが、実習先としては、認定日本語教育機関がまず考えられるところ、その他の多様なものもあるということで、そこは同列に扱うべきかどうかというのをよく考えるべきである。

二つ目の丸、先ほどの資料の中でも説明いたしましたが、1年に指導する受講者の数が20人というところは、よく精査をするべきではないかという御意見がございました。

また、実習先として小中学校も入れているというような考え方につきましては、現場の矛盾など、そうしたところをよく留意していくべきだという御意見がございました。

養成課程に関することというところでは、時間を短くまとめてやるという場合もあり、修了期間の要件を設けてはどうかという御意見もございました。

また、3番目、日本語教員試験に関することということで、小委員会の中では、試行試験の実施方針につきまして、資料を提示して御説明したところでありまして、その中では、例えば、二つ目の丸でございますが、基礎試験の合格をどのぐらい持ち越せるかというような御意見や、試験の回数や海外での試験の実施といったところについても御意見があったところでございます。資料の説明は以上です。

○永田座長

それでは、ただいま事務局から説明していただいた資料につきまして、委員の皆さまから御意見を頂ければと思います。また、確認、御質問等ございましたら、事務局の方に答えていただこうと思っております。前回同様、資料が色々ございますので、論点を絞りながら進めていければと思っております。

まずは、先ほど説明していただいた資料2の6ページ、7ページ、登録要件の案につき

まして、御質問、御確認、御意見をお出しただけだと思います。いかがでしょうか。

○加藤委員

実はこれは前回も申し上げたところではあるのですが、実践研修の指導時間は45単位以上とするというところについてです。この45単位時間というのが指すのは、5ページのところで、登録実践研修機関になっている機関の実践研修部分が45単位以上となると書かれているところです。

私の意見は、この登録実践研修機関が担う指導時間を、より十分な指導時間、例えば、200単位時間程度にしたらどうかというものです。

養成課程の最終段階の部分の教壇実習、そこに至る過程で、日本語の教授技術の基礎段階とか、あと、日本語の技能別・対象別の指導法だとか、そういうことを学んだ上で、模擬実習を重ねて最終的に教壇実習に臨むというのが、現実の実習とか実践と呼ばれる段階の形になっています。

これらを含めて、おおよそ200単位時間の時間を割いているというのが、多くの養成講座の実態であると認識しているのですが、現在の案では、その部分というのも含めて、登録日本語教員養成機関が担う375単位時間の中に、それらを担うということになっています。

ここに含まれるのは、主に必須の教育内容50項目の理論によった科目を担うということになっています。つまり、これらの教育実習につながる内容までも登録日本語教員養成機関が担うのではなくて、登録実践研修機関がそれらを網羅する形になるべきなのではないかというのが私の意見です。重ねて申し上げてきたことなのですが、再度申し上げたいと思います。

○永田座長

ありがとうございました。先ほどの単位時間数に関して、委員の皆様、いかがですか。では、伊東委員、お願いします。

○伊東委員

今、加藤委員の御発言に関して、指導時間を増やすということには基本的には賛成ですが、時間数を限定する場合に、これまでの実績から200時間ということをおっしゃって

いるということであるならば、その実態を再度中身を検討した上で、妥当な時間数というものを割り出した上で確定すべきではないかと思いました。

時間数が最初にありきではなく、やはり日本語教師に必要な力量を身に付けるためにはこういう項目が必要だ、そうすると、結果的にやっぱり200時間だということになるので、是非その辺のこれまでの実績、中身を共有した上で、時間を確定していただけないかなと思いました。

○永田座長

これまで、今の現状とか実績に基づいて、この時間数、おっしゃるとおり時間数が目的ではないので、その辺りを慎重に検討する必要があるという御意見を頂きました。それに関することでは、よろしいでしょうか。石黒委員、関連することでしょうか。

○石黒委員

一応関連すると思います。単なる質問ですが、これまで、先ほどのおまとめの中で、養成課程に関しては、例えば、3か月であるとか、それはさすがに短いというような議論があって、どのぐらいの期間を確保するかという話がありましたが、こちらの実践研修に関しても、同じような議論があったでしょうか。

つまり、例えば、2か月で終わらせるようなものは早過ぎるとか、先ほどの時間数とも関わっているので、その辺りの議論があるかどうか、確認させてください。

○永田座長

この辺り、事務局の方、いかがでしたでしょうか。

○伊藤課長補佐

今、御質問の点について、小委員会で特に議論があったかとは思いますが、どちらかというと、養成課程全体を指しております。ただ、実践研修は除いたという意識ではなくて、今現状、養成課程といわゆる教育実習が一体的に行われているので、その全体を含めた上で、あまり短い期間で詰め込んで修了させるのはどうかということで、御意見をいただいたかと思っております。

○永田座長

私も同じような認識でした。一体化したような議論だったかと思っています。石黒委員、よろしいでしょうか。

○石黒委員

それによって、当然、先ほども伊東委員がおっしゃったように、取りあえず中身を精査した上でということになると思うのですが、その中身を精査した結果として、その期間も決めていく必要があるかと思いました。

○永田座長

ありがとうございます。では、坂本委員、お待たせしました。

○坂本委員

7ページの方ですが、実践研修の指導者に関する規定の最初の丸の①、その「かつ」の文の後ろの方ですけれども、これは前も発言したかもしれませんが、日本語教育に関する研究業績を有する者ということで、ここでいう研究業績というのは、論文とか本とかだけではなくて、例えば、ワークショップの講師をしたとか、そういうのも幅広く捉えて解釈していただきたいという、ここではそういう確認だけです。よろしくをお願いします。

○永田座長

ここの研究業績には、色々な研修の実績とか、そういったのも広く含めるべきだといった御意見かと思います。では、加藤委員、お願いします。

○加藤委員

7ページのところで二つ、教授者とありますが、その下の養成課程の教授者についてです。ここで、1番、2番と書かれていますね。私の意見というのは、ここにもう一つ追加する形で、上の実践研修の指導者に関する規定の4番に当たる部分、登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事した者というのを加えたらどうかという意見です。

その理由ですが、先ほどの私の45単位時間というのがどちらに付くかということにも

関わるのですが、現行の案に従って申し上げますと、その養成機関の科目というのが、実践研修の準備段階の科目も含む375となっています。そうなった場合には、現状の日本語教師養成機関で実習授業を担当している者も養成課程の教授者に入ってくることになると思います。

そうなった場合には、現状の日本語教師養成機関で実習授業を担当している教師には、実際に、その養成課程の科目に係る学士の学位を必ずしも持っていない者も含まれています。学位と実務とどちらが重要かと考えたとき、授業という実務経験が非常に重要であるため、学位は必ずしも含まれていません。

原案のままもし行くとすると、そういった教師を拾い切れないことになる可能性があるのですが、一律にここで切ってしまうというのはどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

ただ、一個目の私の質問とも絡んできますので、そちらがそうであるならばという前提での話です。よろしくお願いします。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

今の加藤委員の指摘に関して、私も一度懸念を表明したんですね。今回改めて見たときに、養成課程の教授者に関する規定のところ、①養成課程の科目に係る学位ということなので、例えば、学位とは直接関わらないかもしれませんが、いわゆる著作権の問題、あるいは、それ以外の日本語教育とは直接関わらないけれども公的・環境的なことということになってくると、その著作権については、きちんと学位を持っている人が話せるかどうかという、やや対象外ということになりますよね。となれば、やはり実務家としての経験を何年以上という文言の方がより実用的ではないかと改めて思いました。

この学位というのが、私からすると少々くせ者かなと。実務家としての経験が3年あるいは4年あればという、これは専門職大学院の実務家、要するに研修教員の実務家教員の規定がそのように書かれてあったので、学位に縛られる必要はないのではないかと思います。

○永田座長

事務局に伺います。この学位については、何かこういう学位で縛らないといけないような規定があるのでしょうか。

○伊藤課長補佐

その学位で必ずしも縛る必要はございませんが、前回申し上げたとおり、法律上の要件として、実践研修機関の指導者は資格と経験を定めること、養成課程の教授者については資格を定めることになっておりまして、この法律の体系の中で、要件の書き方にわざと差を設けております。

であったときに、法令担当との議論の中では、養成課程の教授者の方に経験を求めるような要件を定めることは、法律と齟齬が出るため、できないと言われております。

ですので、学位にこだわる必要はないのですが、資格に位置付けられるようなものを何か求められないかということになります。

○永田座長

資格か経験かというので、研修の指導者か課程の指導者かということらしいのですが、よろしいでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

ここは御意見が色々あるかと思っておりました。実際にもう今やっつけらっしゃる方の現状も一つはある。法律の考え方というのは一つあるので、それで、どこで線引きを引くかということで、今の案とさせていただいたところです。

最大限広げてしまうと、学位だったら何でもいいとなりますが、そこまでいくとおかしくなりますので、その線引きをどのように設定するかというところで、何かよろしい案があったりすると良いかと思えます。

今、一つの考え方としては、養成課程で引っ掛けると、例えば、著作権だとかICTだとかの現代的な話というのは入ってはきますし、心理学とかもあるかもしれません。要するに、科目の中で扱うものも引っ掛けられてくると思うのですが、ただ、それが十分満たしているかどうか、まだ御議論があるかというところであります。

○加藤委員

よい案かどうかは分からないのですが、最初に申し上げたところですが、ここに実習に係る教師が入ってきてしまったために、私はそう申し上げているんです。それが元のところに戻れば、私は、養成課程の教授者に関する規定というのは資格ということで、先ほど伊東委員がおっしゃったところがあるので、そこは考えていただきたいと思います。ただ、学士ということが基本であることに問題あるとは思っておりません。

○伊東委員

恐らく、最終的にこの省令案が出てくると、多くの国民を含め、私たちはこのことに基づいて行動を起こしがちなので、やはり今この段階で、きちんとした、いわゆる実用的な、なおかつ現場に即した形での文言の検討は是非していただきたいなと思います。

将来はと言っても、もうこれが出来た暁には、将来はとかというのはあまりなく、このまま我々は多分応用することになると思いますので、お願いいたします。

○坂本委員

先ほどの養成課程の科目に係る学士の学位とか、そういう学位のところですけども、科目名とかを見てもなかなか分からないんですけど、さっき事務局の方がおっしゃったように、心理学とか、教育学とか、社会学とか、ICTとか、いろいろあると思うんですけども、その科目の中に大体みんなシラバスがありますから、シラバスの中にあるかどうかというのが一つの線引きになるかなとちょっと思ったんですが。表向きの科目名だけだと中身が見えないので、もう一步踏み込んでいただいて、シラバスにICTが出ていれば、やっぱりICTに関係する学位をお持ちの方も該当すると考えてはどうかなと思いました。

○近藤委員

実践研修の指導者に関する規定の方ですが、私も、これ、実務者がどういう状況かというのをもう一度把握して、書き換える必要があるかなと思っております。

坂本委員がおっしゃっていましたが、研究業績のところ、あとは3番のところ、これは質問ですが、研修・授業を1年以上担当した者と書いてありますが、逆に、これは3年ぐらい担当していただいている方の方がいいのではないかと思うのですが。1年に決めた理由というのは何かあれば教えていただけますでしょうか。

○永田座長

今の点について、「1年以上」の1年というのは、何かありましたか。

○伊藤課長補佐

今の420単位の養成課程の内規上の要件が1年であったので、そこでと。

逆に、4番の方が3年であるのは、主任者としての実務経験が3年以上ということで、平成31年の報告書などで書かれているので、そこでその「1」と「3」という数字が出てきていることになります。

○永田座長

近藤委員、よろしいでしょうか。

○近藤委員

この1年以上というところは、そのように書かれているからということですが、これは実態に合っているという理解でよろしいのでしょうか。

○増田日本語教育調査官

現在、420単位時間の文化庁届出受理研修においては、この養成課程や教育実習（実践研修）で教壇に立つ指導者については、当該科目の研究・指導実績がない者に新たに着任を求める場合には、1年以上、ベテランの指導者と一緒に授業を担当し、当該科目の指導実績があると判定した者であることが望ましいという指導をさせていただいている現状があり、その規定を入れさせていただいたところです。研究実績等の要件を何も満たさないうまに、当該科目を補助で3年経験するといったことは恐らく不可能であると考えまして、1年とさせていただいている次第です。

○永田座長

よろしいでしょうか。

○近藤委員

分かりました。4番のところでは3年以上従事した者というのが入っているので、いいの

ではないかと思えます。ありがとうございます。

○永田座長

それでは、時間の関係もありまして、次の方に移ろうと思うのですが、座長から恐縮ですが、1点だけよろしいでしょうか。

今の実践研修の指導者に関する規定のところ、例えば、②とか③に今回新たに「授業」というものが赤字で加えられていますけれども、それは経験とか資格の話と重なると思うんですけども、このときのどんな授業の担当経験があるのかとか、そういったところも今後検討する必要があるかなと個人的には思いました。

座長から失礼しました。それでは、続きまして、資料2の8ページから10ページにあります審査に関する確認事項（案）と、養成業務規程の変更命令の要否の審査に関する確認事項（案）について、御意見を頂ければと思います。伊東委員、お願いします。

○伊東委員

まず8ページのところ、ここのポイントは、登録実践研修機関ということで、いわゆる教育実習をどうするか、そして、登録実践研修機関がどのように行っていくかということだと私は理解しました。

ということを考えると、基本は、この養成機関、そして、日本語の基礎基本の養成ということを見ると、分野別、例えば、年少者、就労、難民、その他、対象にしなくてもよいのではないかと思います。

それは、日本語教育人材の養成のイメージ図のところ、養成の基礎基本のところ、その上の段が分野別でした。ですから、ここまで入れてしまうと、そのこと全てに言及しなければいけなくなるかなということで、私は、すっきりと、養成段階ということで区切ってしまうのではないかと思います。

もしこのまま残すとしたら、私は、年少者に関しては、やはりちょっと危惧を感じます。というのは、やっぱり小学校、中学校の教壇実習、果たして十分な指導者がいるかどうかということと、やはり義務教育課との連携がないと、このことをこのように載せること、正に先ほど申しましたように、このことが省令で定まってしまったときには、このまま運用されることになったときに、果たして小学校、中学校あたりで年少者の教育実習できる人がいるかどうかということと、受入体制ですね。ただでさえ年少者の教育で右往左往し

ている教育現場が、教育実習をするだけの余裕があるかどうかという、実現可能性という点からしても、いかがなものかなと思いました。

これは留学生教育をやっている大学とのすり合わせも必要ということを申し上げましたし、義務教育課等々、小学校、中学校、高校も含めて、この辺のすり合わせが行われた上でこの文言として書けるかどうかということで、心配しました。

○永田座長

ありがとうございます。私も同感で、特に学校教育は、やはり教員免許というものの縛りがありますので、そことの連携というのは必要だろうと思います。最初の方でおっしゃられた、それぞれの難民や企業などを対象にしないでもいい、ここに書かなくてもいいという御意見なのか、実践研修の場として、そういうところが想定しにくいということなのか、すみません、確認させていただけますか。

○伊東委員

いや、私は、やはりこのいわゆる教壇実習に関する科目に関することの丸三つ目、教壇実習機関は認定日本語教育機関である、もうここに絞ってしまって、日本語教師の基礎基本は、もう認定日本語教育機関の教員養成のところでやるんだということで、基礎基本はここに関係するというので、幅を広げない方がいいなというのが私の意見です。

要するに、難民、年少者、また、その他を入れてしまうことによるいわゆる混乱も含めて、なおかつ、この整理とか解釈、混乱しないかなと思ったからです。

○永田座長

分かりました。ありがとうございます。ただいまの意見に関して、何か関連して、いかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員

伊東委員がおっしゃったことに、私も賛成です。

ただ、誤解を招かないようにということであえて申し上げます。難民であるとか、年少者であるとか、そういったことが、この養成課程の中で不要であるということではなくて、そういったものが、理論の部分であるとか、先ほどからずっと私が申し上げている教壇実

習に係る、その部分でない部分ではきちんと扱われていく。場合によって、うまくいけば、実習の場もそこであってもよいというような幅を持った形で、そこはそちらに含むということで、この限定された登録実践研修機関であるべきこととして入れなくていいとおっしゃった伊東委員の御意見に賛成という意味で、念のため申し上げました。

○永田座長

ありがとうございます。その他、関連して。近藤委員、お願いします。

○近藤委員

少し悩むところではあるなというのが正直な感想です。従来型の留学生を対象としたものでやっていた方が、色々やりやすいというのはそのとおりだと思いますけれども、社会の要請で、例えば、企業なんかは、本当に企業で教えられる人材というのは不足していますし、企業で実習をやらせてもらっているところもなくはないんですね。ですから、排除はせずに、何か文言で工夫をしていただきたいと思っております。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

となると、別のワーキングで議論されている、「留学」、「就労」、そして「生活」という三つの領域があって、認定日本語教育機関等々も、その枠で今いろいろと整理されていると思うんですけども、この教壇実習に関しても、「留学」、「就労」、「生活」という、もし決めるとすれば、その枠を連動させる必要があるのではないかと、今、近藤委員のお話を聞いて改めて感じました。

○永田座長

その養成段階で培うべき実践力、その先にそれぞれの現場での初任の段階があるわけですが、そこをどう考えるかというお話だと思います。今のところに関しては、ひとまずはよろしいでしょうか。

それでは、この点、今の御意見を踏まえて、引き続き検討するというところで進めたいと

思います。その他の点、いかがでしょうか。

では、坂本委員、お願いします。

○坂本委員

8 ページの三つ目の丸です。実践研修は、対面に相当する効果を有するオンライン授業で履修させることができる。ただし、教壇実習云々ということで、最後の方に、対面でなければならないと書いている。これで原則いいと思うんですけども、心配するのは、よくインフルエンザなどにより学級閉鎖など、非常時の場合はオンラインに切り替えても構わないという認識でいいかということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○永田座長

コロナのような非常時には、柔軟かつ臨機応変な対応ができるということで間違いないでしょうか、事務局。

○伊藤課長補佐

学級閉鎖されていると、実習のしようがないと思いますので、想定されているものがいま具体的に分からないところはございます。何らかの事情、災害等があったりして、それは実習が可能ではあるけれども、対面にはできない状況というのがどれくらいあるか分からないということもあります。

○坂本委員

実習を受けている方が自宅から参加できるような状況であれば、そういうのも認めていただきたいと思います。クラスに集まれないという状況の場合でも、何とかオンラインで実習ができれば、対面ではないですが、対面相当のものとして、そういう場合には認めていただければと思います。

○小林日本語教育推進室長

柔軟な場合があり得るとするのは、理念としてはあり得るかと思います。ちょうどここは、実際に実習生の方が、最終的に登録に興味のある前の段階で教壇に立つという、これは代替がなかなか利かないような対応だと思いますので、例えば、今坂本委員がおっしゃ

ったような、例えば、一時的に体調が悪いとか、そういうことであれば、それは別の機会
で是非やっていただくように、むしろお願いをしたいところでもあります。

当然、例えば、コロナであるとか、ああいう大きな災害が起きたら、それは実際にその
ときどうするかというのは、それは私たち、所轄庁となる所とよく相談をしていただ
きたいと思いますが、教壇実習の場だけは確保はしていただきたいと思います。

○坂本委員

分かりました。ほかの日を何とか設定して、教壇実習をとということですね。ありがとう
ございます。

○永田座長

石黒委員、お願いします。

○石黒委員

9 ページですが、当該指導者が同時に指導する受講の数は、20 人を超えていないか
ということについて、この20 人というのは、多過ぎると思います。まず、こういう数字に
関しては、やはり筋を通すということが大事で、実際に実習に参加するのは、指導を担当
する先生と、実習生と、それから、そこの授業に参加している学習者である学生という三
者がいるわけです。その中で、一回の中で、例えば、学習者5 人のクラスに20 人の実習
生が入ると想定されると、その学習者たちがどういう思いをするかということを考える必
要もあります。

実習生が20 人仮にいた場合に、実習では、当然教壇に立たない人は、ほかの実習生が
指導しているのを見るという機会があつて、それ自体は大事だと思いますが、残りの19 人
の指導を全て見るというと大変なことになります。

さらに、先生方にとっても、一回で20 人というのは、どんなに工夫しても現実的だと
思いません。

これは色々なスタイルがあるので、個人の経験で軽々に判断すべきだと思いませんが、
6 人以上は、自分だったらお断りしたいです。それぐらい実習担当というのは厳しいもの
だと思います。

特に「20」や「10」という数字が私には解せません。要するに、何人がふさわしい

かということが重要ではないでしょうか。例えば、私は、学習者が5名以上と決まっているのは、クラスというものをイメージしているからだと思います。4名までは、ある種グループ学習になるわけですが、「5」というのは、「2」や「3」に分かれて、一応クラス授業の対応がきちんとできる。それを学ぶことができるから、恐らく5名になったのではないかと想像しています。

この「20」というのは、年間を通して「20」だったものが1回に「20」になるということはいかにも不自然で、先ほどの期間のことも聞いたのはそこなんですけれども、例えば、年間3回開けるとした場合と、年間2回開けるとした場合ですね。つまり、4か月でこの実習期間が終わったりとか、あるいは、半年で実習期間が終わったりすることをそれぞれ当てはめていった場合に、例えば、12名にしてみるとか。

というのは、その12名というのは、グループ学習、その中で1人の指導の先生が担当し切れないとしても、例えば、3人ずつのグループ四つとか、4人ずつのグループ三つに分けて、話し合いながらやっていけるということであれば、実習相当生同士の助けを借りるならば、そういう人数が設定できると思うわけなんですけれども、そこら辺、もうちょっとこの「20」という数字は多いという印象を持ちます。

ただ、適正な人数が何人かということが難しいので、それはきちんと、どうすれば教育実習というものにふさわしい人数なのかということの検討が必要かと思います。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

今の石黒委員に私も同感です。やはり私も現在教壇実習をやっていて、20名ということ想定したときに、どれだけきめの細かい指導ができるかなと思いました。

それを考えると、先ほどの6ページで私、お話ししたように、実践研修の指導時間を45時間のところの意見で、200時間にする、しないとありましたけれども、一体実態がどうなっているのかという。正に先ほどの加藤委員ではないけれども、先ほどのいわゆる時間数200ということの発言の裏にある、じゃあ、教壇実習だどどのぐらいが適正かという、これまでの経緯や実績を踏まえた上で数字を割り出していくことが必要かなと思いました。

○永田座長

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

実態を見るというところにおいては、賛成いたします。全部見ているわけではないのであれですけど、恐らくここというのが、主語が当該指導者が同時にという、ここでの前提が、一度にその学校というか、大学であれ、私たちのような教育機関であれ、一クラスしか動かないということを今前提でのお話だと思うんですね。

そうではなくて、例えば、420時間の講座とかを専らしているような機関であれば、その同じ機関に、例えば、このAクラスは土曜日にしておくか、平日の夜にBクラスが、昼間にCクラスがというように、同時の意味が、同じ時間帯に一人の教師が何人持つかという意味ではなくて、クラスの中の人数ではなくて、同時に持つ、それが何人が適切かという話題だと思うんですけど。本当に、この専らとする教師という中には、時間給でやっている人もいて、私たちのように、まとまったお金をもらって、そして、いろいろな授業がある一部として実習を持っている場合と、そうではなくて、それを専ら実習の教師をしているというようなことを考えた場合には、この同時期という考え方が違うということをちょっと御理解いただきたいなというところです。

これ、三、四の学校にしか聞いていないんですけど、実際、幾つもこういった形で持っている学校でも、さっき石黒委員がおっしゃったように、一クラスの人数というのは、実は先生がおっしゃっていたのと同じぐらいの規模でしているんです。それが、ただ一週間の中に幾つかあるというような形態を考えた場合での同時というような意味合いと取っておりますが、そういった理解でよろしいでしょうか。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

であるならば、この同時という表現に関しては、非常に誤解を生むということを考えれば、やはり今後はこの言葉、より分かりやすく、なおかつ誤解が生じないように、そして、この制度を適切に運用できるような文言に変えていただきたいなと思いました。

○永田座長

坂本委員、お願いします。

○坂本委員

20名というこの数字のことではないんですけど、ここに出ていないのが、実習を指導する担当者の方の負担というのも、自分自身が過去何年も実習担当をやってきた関係から言いますと、やっぱり実習生が45分教壇実習するためには、その前に、かなりの教案チェックとか、相談とか、一緒に考えたりする時間が物すごいんですね。それを考えると、担当者の方の負担、体力とか、いろいろあるかもしれませんが、そういうのも考えながら、現実的な、あまり数字をぽんと出すよりは、その機関毎に対応できる範囲の人数みたいな、ぼやかした書き方がいいのかなと思いました。

○永田座長

今の御意見というのは、受講者の「20」という数字に関してですか。

○坂本委員

そうですね。「20」のところは、あまりはっきりと書かないで、指導者の方の負担も考えながらというようなことの発言です。

○永田座長

そういう文言を加えるということですか。

○坂本委員

いや、文言はちょっと。この文言上は出てこないんですけども、担当者の方のほうで。

○永田座長

いずれにしても、今の負担も含め、実態を踏まえた書きぶりということになりますか。
今の点を整理すると、加藤委員、「同時に」という言葉が曖昧なのでしょうか。

○加藤委員

そうですね。恐らく、意味合いが二つに取れるのだと改めて思いました。

○永田座長

それぞれが置かれている文脈で、この「同時」の意味が違ってくるのかなと思いましたが、その文言を更に検討していただくということにいたしましょう。

石黒委員、お願いします。

○石黒委員

坂本委員がおっしゃったことがとても大事だと思っています。シラバスのチェックなど、授業を経験したことがない実習生が教壇に立つための準備というのは、大変なことだと思います。それを週二日やるということは、先生方は大変な思いをされているのだと思います。ですから私は、やはり二クラスあろうと、三つクラスがあろうと、20名は多いと思います。

○永田座長

その辺り、実態も踏まえながら、目指すべき方向も考えながらということになるかどうかと思います。御意見ありがとうございました。加藤委員、お願いします。

○加藤委員

10ページに進みます。最初の赤で書いてある二つ目の丸のところです。ここに、「各科目の実施に当たり、通常の実習者が授業時間の2倍に相当する時間を要する学習を、授業時間外に行わせるカリキュラム内容となっているか。」また米印があって、ただし書が付いています。この部分が、前回の案にはなかったもので、この2倍に相当する時間を要する学習を授業時間外に行うカリキュラムになっているかがここに追加された、その意味、意図をお伺いします。要は、420単位時間の研修だったら840単位時間分の教育内容を制定しなければいけないということでしょうか。そうでないと思うのですが、その辺りを分かるように御説明いただけたらと思います。

○永田座長

この辺りについては、例えば、大学の単位の考え方にも共通するように思うのですが、事務局から説明いただけるようでしたら、お願いします。

○伊藤課長補佐

元々小委員会の方で御指摘があったのですが、先ほども時間数のところで議論になっていたところ、現行のというか、過去に実際存在した養成研修の中で、例えば、極端なケースだと、2か月で420単位の内容を詰め込んで、要は、授業時間さえ勉強していればそれでいいのであろうということを前提に、詰め込みで、研修ですと言って実施されていた例というのがあったと。

そういったことを考えたときに、「420」というのは、大学の26単位から割り出してきているというものがあって、大学のいわゆる講義の時間だけを取り出して、「420」という時間が計算されているのですが、大学の単位というのは、元々15時間講義をやっても、全体1単位としては45時間分の学修をもって構成されるんだという考え方が前提になっております。「420」というふうになったときにも、考え方は引き継がれているはずですので、講義時間だけを捉えて、2か月で全部詰め込むようなやり方というのは、本来成立しないはずですよ。

今回書かせていただいたのは、加藤委員がおっしゃったような840時間分の何か教材とかを作って、それをやらせるというような意味合いではなく、自学自習の時間も考えた上で、講義時間等々が「420」の裏に、その2倍の時間外の学修も必要となるような授業内容、学修内容で420単位を構成していただきたいという考え方を示すものということです。

○永田座長

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

ありがとうございます。理解はいたしました。ただ、この文言だけがあると、驚きますし、慣れていないということもあって、恐らく今後、解釈指針やマニュアルというものが出てくると思うので、そこで書いていただけたらと思います。

それから、420単位時間の根拠が26単位から来ているというのは分かっていますが、実際に大学では、その並べる形で、実は2倍あるというふうになっているというお話です。大学の中で実際にどんな形でそれが行われ、示されているのかを教えてくださいとありがたいと思います。

それと、先ほど、小委員会で出た意見ということがお話に出ましたので、続けて、そのところをお話ししたいと思います。

その意見の中で、3か月や6か月などのように短い期間だと実質的な学びが担保できないため、修了期間の要件を設けてはどうかと、議事録等にも書かれていたと思います。伊藤補佐は2か月とおっしゃったので、そこは短すぎるという点は全くもって賛成です。

しかし、3か月や6か月については、実際、420単位時間の研修で6か月コースは、ごく一般的な期間です。まず、養成課程にいる学生というのが、基本的に大学と違って成人になるわけで、年齢が極端に上の方も、若い方もいます。現職を持ちながら勉強している人もいれば、中には、集中的にこの養成講座を受けにくる人もいます。そこがとても多様になっているので、ここで何か月が良いというような数を設定するのはふさわしくないかなと思いました。

今回、私たちも、また登録養成機関に申請するわけですが、カリキュラムの内容や構成なども、恐らく厳正に審査が行われて、登録認定されるという方向になると思います。そこできちんと見ていただくこと、それから、毎年報告の義務というのも今度出てきますので、そういったところで、論外のようなものが行われている場合には、きちんと対応していただくということをお願いしたいと思います、申し上げました。

○永田座長

ありがとうございます。一つは、何か月などと明示されることなく、実際に、その学びがきちんと保証されているかというところが審査されていくことになるのではないかと思います。

それでは、資料2の続きで、11ページから13ページ、文部科学大臣への報告事項の案、日本語教員試験・実践研修に関する主な規定（案）、登録日本語教員の資格取得ルート（経過措置）（案）について御意見を伺えればと思います。いかがでしょうか。北出委員、お願いします。

○北出委員

まずは11ページのところで、修了証書ですが、現時点では、大学の養成課程では、26単位の単位を全て修了しても、卒業時にしか修了証が発行できなかったと思うのですが、今回のものもそうなるのでしょうか。

例えば、3年生の時点で日本語教育養成に係る26単位を全て取り終わって、そこで修了証が発行できるのか、それとも、卒業時まで待たないといけないのか、それによって、試験の受けられる、受けられない、卒業後すぐに日本語学校へ就職できるかどうかというのも関わってくるかと思ひまして、教えていただけますか。

○永田座長

まずは、修了証の発行ということに関して、それは義務的になるのか。そして、発行のタイミングもですね。単位を取り終えた時点で、課程を修了したとするのか。卒業と切り離れた考え方になるのかどうかという点についても、事務局、いかがでしょうか。この点について。

○伊藤課長補佐

まず修了証の発行自体は、これは発行いただかないと、最終的に試験を実施する指定試験機関なり、もしくは、文部科学省が、本当に修了したかどうかという判断ができないため、発行いただくこととなります。

現行の告示校制度において、卒業時点でと求めているのは、学位の要件が現行制度は付いているので、学位を取った上でという意味で、卒業時点でということをお求めています。一方で、今回の制度は、学士の学位を持っている必要性は必ずしもありませんので、単位を取り終えた時点で修了証を発行いただくことは、制度上は可能だとは思ひます。

ただ、その際の手続き等々はもう少し詰めないといけないと思ひますので、どのようにさせていただくかというのは、また今後御相談させていただければと思ひます。

○永田座長

北出委員、今の修了証の件に関しては、取りあえずよろしいでしょうか。

○北出委員

はい、大丈夫です。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

北出委員の質問は、大学側が課程を修了した段階で修了証を出すか出さないか、あるいは、卒業証書と同じになるのではないかという質問だったと私は、理解したのですが、そういうことですか。北出委員の御質問は。

○北出委員

そうですね。例えば、3年生時で、単位を取り終えた時点で修了証が発行できるのであれば、私はその方がいいと思いますので、今の御回答で大丈夫です。

○伊東委員

大学は修了証を出しますか、現在。

○北出委員

今は学士を取り終えることが条件の一つになっていますので。

○伊東委員

ですよね。だから、これもやっぱりすり合わせが必要になってくるかなと思いました。

○永田座長

その他の点で、いかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

12ページです。実践研修に関する主な規定の最初の丸の受講資格、実践研修の受講資格について、確認ですが、基礎試験に合格した者とだけ書いてありますから、基礎試験に

は合格したけれども応用試験にはまだ合格していない、けれども実践研修の受講資格はあ
ると解釈できますね。

○小林日本語教育推進室長

はい、そうです。

○坂本委員

分かりました。もう一つは、上の日本語教員試験でも、実践研修でも、一番最後のとこ
ろ、文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程の修了とい
うのと、下も同じように、実践研修に相当する研修を修了した者と。具体的にどんなもの
があるのでしょうか。これ、ちょっとイメージが湧かないんですけれども。

○小林日本語教育推進室長

これがという形を想定して指定をしていこうということでは今のところありません。例
えば、色々な国で色々な日本語教育に関しての教育をやっている高等機関があ
るとするのは、想定される場所なので、実際にそうした方が、様々変わった形にルー
トを歩まなくてもいいようにということで、予備的に今記載をさせていただいているとこ
ろです。

○坂本委員

分かりました。海外で必須の50項目を意識してプログラムを作っているところはひょ
っとしたらないんじゃないかなと思ったものですから、聞いてみました。ありがとうございます。

○永田座長

伊東委員、お願いします。

○伊東委員

12ページの基礎試験と応用試験の関係ですが、基礎試験合格、しかし応用試験は駄目
の場合、基礎試験合格の有効期間というのがあるかないかということですね。知識はそれ

こそもう十分でない、しかしということもあるかもしれませんが、この辺はいかがでしょうか。

○永田座長

確認として、現時点の考え方としては、有効期間なしということで、よろしいでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

基礎試験の免除を受けるための資格というところで、過去の基礎試験の合格というのを要件付けていますので、基礎試験の有効期間というのは、今のところ設けることを考えていないところです。

○永田座長

この点について御意見がもしあれば、いかがでしょうか。

○伊東委員

そうすると、基礎試験免除ということは、現在の民間試験、日本語教育能力検定試験を受かっている人も、免除ということ言えば、受かっていたらもう免除の対象になるという質問を受けたときには、どう答えたらよろしいでしょうか。

○永田座長

その点、いかがでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

この次の議題と関係しておりますが、実際に、例えば、その方が働いて現職教員であるかないかで、道も分かれてくるかなということがあります。仮にかなり昔に試験を受けただけということ、今、日本語教員として働いていらっやらないということになると、その場合に関しては、経過措置の図でありますと、Aルートだったり、Bルートだったり、そういうところに入ってくるのではないかと思います。

例えば、現職教員の方だったら、その経過措置の方が入ってくる可能性もありますし、

そうでない場合は、AかBということです。

○永田座長

この制度がこれから続いていくことになったときに、基礎試験は合格したけれども応用試験が不合格だったという方が出てきたときに、基礎試験を一度でも合格したら、それがずっと有効で良いかどうかについては、現在はそういう制度設計になっているということです。移行期間に関してもというのはありますが。この点、よろしいでしょうか。伊東委員、お願いします。

○伊東委員

このことはとても重要なので、省令に明記していただきたいと思います。やはりうわさとか、ある想定した考えが独り歩きしてしまうことが少なからずあるということを考えれば、こういった制度の変更や運用に関しては、それこそ省令で明記していただくことが重要かなと思いました。

○永田座長

その他の点はいかがでしょう。11ページから。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

2点あります。まず1点目は、試験についてです。試験の全容が現時点ではっきりしていないところで、私たち現職日本語教師も、これから日本語教師を目指そうという人たちも、不安に思っているところです。

特に基礎試験ですけれど、これが養成機関の修了者は免除されるもので、その養成機関を受けるということと、基礎試験が同等にあるということになっていますので、試験に関して、その内容などをしっかりと担保した形で示されないと困るなと思います。

13ページのルートの図ですが、Aルートがありますね。それを使って簡単に国家資格が取れてしまうというような形にならないとは思っていますけれど、そうなるとはあってはならないと思いますので、しっかり内容を分かって、試験にも受かるだけの養成課程も求められる反面、試験というものもそうではなくて思いますので、そこを申し上

げたいというのが一つです。

二つ目は、先ほど出していただいたルート図の右下の、先ほど小林室長が最後に説明されたオレンジみたいな茶色みたいな色のところですけど、ここの赤字で加わった「文部科学大臣が指定する機関」というのが、具体的にどういうところを想定していらっしゃるかということが伺いたいことです。

そのお聞きしたいというのが、先ほどまでの新たな資料の中で、教授者の資格に海外が入ったり、試験免除の要件に海外が入ったりということで、海外ということが今回とても盛り込まれています。実際、今のこの時期にも、海外の機関で日本語を教えている方というのがたくさんいるわけですね。その方たちが丸々現職から抜けてしまうというのはいかがなものかと思っていて、私は、ここのところで、この「文部科学大臣が指定する機関」、ここは限定されるということにある程度なると思うんですけど、海外で今教えている人たちということも対象に入るという意味かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○永田座長

1点目は、基礎試験と養成課程の関係性について、養成課程の修了者は基礎試験免除になるということは、基礎試験と同等の学びがそこで得られるということを保証していく必要があるという御意見をいただいたかと思えます。

2点目は、経過措置のところで、赤字の部分の「文部科学大臣が指定する機関」を具体的にどういうものが想定されるかですね。

○伊藤課長補佐

ここも、元々入れたのは、認定機関が今後、「留学」、「就労」、「生活」の類型になっていきますけれども、元来書いていたものだと、基本的には、「留学」類型の既存機関がやっぱり告示校であったり大学というのは、もちろん実態として、生活者、就労者が勉強しているかもしれませんが、類型としては、基本は「留学」類型が想定されてしまうところ、「生活」・「就労」類型の機関というのは、今、制度的に捉えにくい書き方ができないので、もう個別に個々の機関を見て指定するしかないということで、この大臣指定という仕組みを入れさせていただいております。

○永田座長

ありがとうございます。加藤委員、今の説明でいかがでしょうか。

○加藤委員

よく分かりました。ただ、海外については日本から公的に派遣されている日本語教師たちもいるわけで、私的人たちも、きちんとした審査の下に認めていってもらえたらという思いはありますが。何であれ、海外で、一定期間、一所懸命日本語を広めてくれている人たちが置いてきぼりになるというのは、日本語を広めるというような私たちの本来の理念も踏まえてもどうなのかと思ひまして、そういったところも加えてほしいという意味で意見いたします。

○永田座長

御意見ありがとうございます。伊東委員、お願いします。

○伊東委員

今の加藤委員の発言事項に関わりますけれども、ここでやはり法務省告示機関、その後
に大学と入っていますよね。この大学を、私は国内外の大学と解釈したいなと思ひました。

まず日本語教師は、JICAとか国際交流基金、こちらで海外の教育機関で働いて、そして実績を積む人たちもいますので、ここをどのようにこの中に入れるか入れないかというところも、やはりここに入れていただくというか、留意していただかないと、御本人の人たちはちょっと困るかなと。要するに、自分はどのカテゴリーに入って登録日本語教員になれるかというところで悩まれると思ひますので、やはりここで海外の対象をどうするか、はっきり明記する必要はあるかなと改めて感じました。

○永田座長

その他いかがでしょうか。それ以外の部分で。

北出委員、お願いします。

○北出委員

12ページの試験に関して二つお伺いしたいのですが、一つは、筆記の方法で行うとい

うことで、どうしてもやっぱり知識中心の試験になるかなと思うんですね。基礎試験がやはり50項目だったりとか、基礎知識、理論の理解ということで、応用試験が果たして筆記でどれぐらい意味のあるものが出来るのかというところなんですけれども。

例えば、記述式の問題とかを考えておられるのでしょうか。この辺りが形式としてどうされるのかということと、もう一つは、50項目のテストだけだと基礎知識になるので、応用試験では、やはり文化庁が示された資質・能力のガイドラインあたりが準備として目標になるのかなと思うのですが。あれは、やはり知識の部分はいいとしても、姿勢とか態度とかの部分というのが測れませんし、そういった部分は、この資質・能力のガイドラインと試験の関係性について教えていただけますか。

○永田座長

検討中の部分もあるかとは思いますが、お答えできる範囲で、答えていただくことは可能でしょうか。

○小林日本語教育推進室長

来年の本試験のことだと思いますが、現在、今年の12月に、本試験の1年前ということで、試行試験を行うこととしております。

来年の本試験のやり方については、まず試行試験を一度やってみまして、実際の問題であるとか実施方法を分析・検証して、その結果を踏まえて、来年の試験につなげていきますという形で考えています。

現在の試行試験の考え方としましては、おっしゃっていただいたような記述式というところに関しまして、ある程度実践研修の中でということも考えておりますので、基礎試験や応用試験について、この試行試験に関しては、択一式、マークシートを想定しております。

応用試験に関しましては、複数の区分、分野から横断的な問題を出すと。実践現場で応用力を確認できるような試験ということで、現在、どのような問題にしていくかということに関しましては、この試行試験の取組の中で、どのような方向で問題を考えていくかというのを今考えていただいているところです。

○永田座長

試行試験を経て本番に向かっていくということです。北出委員、よろしいでしょうか。

○北出委員

ありがとうございます。

○永田座長

それ以外の部分はいかがでしょうか。

○加藤委員

今の筆記のところをふと思ったんですが、これは、省令になるわけで、ここに筆記の方法により行くと書かれてしまうと、未来永劫、この試験は筆記であるという意味になりますか。C B Tであるとか、将来的には変わっていく可能性があると思いますので、その確認です。

○小林日本語教育推進室長

当然、技術が進んだり、色々な状況で、C B Tをやると、例えば、こうした委員会でお決めいただければ、省令を直す、改正するということになっていくと思います。

○永田座長

よろしいでしょうか。では、石黒委員、お願いします。

○石黒委員

13ページの表についてですが、これは、苦勞して作られた表だと思います。ただ、私たちはよく分かっているので良いですが、初めて御覧になる方にとって、しんどい表だなという気がしております。今後、多くの方に見ていただくときは、経過措置は経過措置で別にした方がいいのではないのでしょうか。

例えば、AやBにしてしまうと、先ほどの加藤委員の御意見とも関わるのですが、例えば、Aが主流だなどのように見られかねないのではないのかと懸念します。決してそういうわけではないので、アルファベットではなく、例えば、受験型、それとも、登録機関養

成型など、分かりやすいネーミングとともに、もう少しゆとりのある紙面で、これからの方はこうしますよ、これまで御経験のある方はこうですよという、二枚の分かりやすい図にさせていただくといいと思いました。

○永田座長

恐らく皆さん不安に思われている点だと思うので、これをより伝わりやすく、分かりやすくするとよいという御意見いただきました。

北出委員、お願いします。

○北出委員

基礎試験の免除を受けるための資格というところです。養成課程を修了すれば免除ということですが、養成課程修了見込みで、大学の4年生で、例えば、この応用試験を受ける場合もあるかと思うのですが、その見込みというのはいり得るのかどうか、その辺り検討されていたら教えていただけますか。

○小林日本語教育推進室長

まず、見込みの方が試験を受けられると考えております。どこの辺りまですると見込みと言えるのかということ、それは実際にどういう科目を履修していただいたかとか、その運用も、ちょうどこのワーキングの後半の方でいろいろ定めていきたいということもありますので、そうしたところでよく御相談させていただければと思います。

○永田座長

よろしいでしょうか。

○北出委員

ありがとうございます。

○伊藤課長補佐

今の点補足です。実際、最終的に免除を受けられるのは、修了した方だけです。見込みでも免除がされるということではありません。ただ、実態上の運用として、受けるときの

手続きとして、応用試験だけ受けられるようにするということはあり得ると思います。その方が卒業できなかつたり、単位を取れなかつたりしたときに、単位を取れなかつたのに免除になるのはおかしいですので、最終的に免除になるかどうかの判断は、修了しているかどうかになると思います。

○永田座長

見込みと修了の考え方ということだと思います。よろしいでしょうか。それでは、資料2についての議論はひとまずここまでにさせていただければと思っております。次は、本日のレジュメの方で、議事(2)のその他に移りたいと思います。

資料4「登録日本語教員に係る経過措置の検討のための民間試験の公募結果について」が配布されていると思いますので、事務局より説明をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○小林日本語教育推進室長

資料4について説明させていただきます。ちょうど先ほどの経過措置の図、の中、Eルートのところ、実際にどのような民間試験が該当してくるのかということでございます。

前回のワーキングの際に、どのような民間試験が該当してくるかということにつきまして、まず公募をさせていただいて、その結果を踏まえて考えていくということとさせていただいたところです。その選定結果というものにつきまして、資料4で整理させていただいております。

1番の登録日本語教員に係る経過措置の検討のための民間試験の選定についてというところは、今説明したとおりでありまして、2番、民間試験の選定方法についてというところです。こちら、前回の公募の資料と重複しますが、再度説明させていただければと思います。

二つ目の丸、民間試験の選定の選定基準というところが、(1)から(4)までございます。

まず、選定基準の(1)が、正に日本語教育機関で日本語教育を行う能力を測定するものというのが一つ。

二つ目が、申請の時点において、過去5年以上にわたって毎年1回以上試験を実施したものである。

(3) であります。これまでに実施した試験の全部又は一部の内容が次に掲げる条件のいずれにも適合することということで、①から③でございますけれども、まず①ですが、各回ということで、各回の出題範囲が、文科省の審議会で示されていただきました「必須の教育内容」50項目につきまして、おおむね網羅していること。少なくとも、平成12年に協力者会議で取りまとめていただいておりますけれども、「日本語教育のための教員養成について」で示された16下位区分を網羅していること。

②でございますが、出題に関して、バランス良く「必須の教育内容」50項目、又は、少なくとも16下位区分がバランス良く出題されていること。

③が、各回の出題範囲ではなく出題内容になりますけれども、ほぼ全て必須の50項目のいずれかに該当することという三つの条件、これをいずれにも適用するということが三つ目。

(4) でございますけれども、信頼性確保のための措置が試験によって取られていることということで、①から⑤ということで、こちらに関しては、管理を行う専門部門や不正の防止、客観的な評価の徹底、情報管理、試験問題等のサンプルの公表であります。

一番下のその次の丸でございますけれども、上記の(3)と(4)の基準につきましては、対象となる民間試験がこれまで実施した各回の試験及び今年度行う実施を予定する試験について確認しまして、同一の民間試験の中でも回ごとに選定基準に関する状況を精査するというものであります。

3の部分です。申請状況と選定結果でございますけれども、申請については、1件、実施主体が公益財団法人日本国際教育支援協会さんから出されております日本語教育能力検定試験であります。

選定結果であります。結果として、対象試験として考えられるものとしましては、日本語能力検定試験のうち、昭和62年度から令和5年度までの間に実施の試験であること。

選定理由としましては、上記試験が上記のさきに述べました選定基準を満たすものであるためとあります。

附帯意見が出されておまして、上記試験のうち、特に昭和62年度から平成14年度に実施されたものについては、出題範囲に「日本語教育のための教員養成について」で示された16下位区分のうち、「⑥異文化コミュニケーションと社会」、「⑩異文化教育とコミュニケーション教育」、「⑫言語教育と情報」が含まれていないと思われるものもありません。このため、経過措置対象者への講習及び講習修了認定試験の中で、これらの知

識・技能を補う、又はこれらの知識・技能を有することを確認することが適当であるということが附帯意見として出されております。

4番のところに、この選定作業に協力いただきました有識者の方でございます。伊東先生、金田先生、野田先生の三名の有識者の方に、この選定に御協力いただいたというところであります。

こうした選定結果を踏まえて、先ほどのEルートのところは、どういう試験のどういう方が対象となってくるかということを決めていきたいと思っております。

このEルートの緑のところに、(※1)(※2)を踏まえた有識者の分析・検討の結果、経過措置対象となった民間試験合格者となっておりますけれども、この有識者の分析・検討をしていただきましたので、その結果を踏まえると、この3の選定結果のところにある試験が入ってくるという整理となるものであります。説明は以上です。

○永田座長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問や御意見ございましたら、よろしく申し上げます。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員

附帯意見で書かれた部分で、試験のうち、昭和62年から平成14年度に合格した人については、ここが足りないから講習を受けるということは分かります。それで、「このため」と書かれているところに、その対象者に講習及び講習修了試験の中で、これらの知識・技能を補うこと、又はこれらの知識・技能を確認することが適当と書かれています。ここに該当する人たちは、実は私もそうなのですが、Eルートの緑色のから上に上がっていき、このグレーの講習が、昭和62年から平成14年度の期間の人たちは、講習の内容等が変わってくるということですか。

私の認識では、それらも含めて、広くここで問われるので、この辺は一体化になるのかと思っていました。恐らくそこが疑問に思う方たちがいると思いましたが、念のための確認です。

○永田座長

この講習の内容に関しては、いかがでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

講習の内容につきましては、正に今回、こうした選定結果が出てまいりましたので、具体的にどのような内容にするかとか、どのような時間にするのかとか、あとは、講習修了認定試験ということなので、どういうことをお尋ねするかということも、具体的に検討ができるということにもなっておりますので、これからしっかりと検討いたしまして、こちらも恐らく具体的に対象となる方はとても気にされるころだと思っておりますので、速やかに対応していきたいと思っております。

今の時点で決まっているところはあまりありませんので、こちらも早く対応してまいりたいと思っております。

○永田座長

この講習を考える上で、その第一歩がようやく踏み出せたということだと思います。加藤委員、何かありますでしょうか。

○加藤委員

いえいえ、今の御回答で結構です。ありがとうございました。

○永田座長

それ以外に何かございますでしょうか。資料4に関して、ございませんか。それでは、議事（2）その他に関しては、これまでといたします。

本日の議事及び資料全体を通して御意見、御質問、確認等ございましたら、よろしくお願いたします。坂本委員、お願いたします。

○坂本委員

元に戻りますが、9ページの研修事務規程の認可の審査に関する確認事項の二つ目、指導体制等に関することの二つ目の丸です。実践研修の実施に係る事務の責任者を置く等の必要な職員の体制を整備しているかということ、事務の責任者となると、大学の場合だ

と、学科に助手がおりまして、専任の助手がない場合も往々にしてあるんですね。いわゆる任期付きの助手で、そういう方を学科で責任者として置くことがいいのかなという気がいたします。この職員の体制でいう、職員とは、正規の職員という意味で書かれていますか。

○永田座長

事務体制がしっかり整っているかということについて、確かに正規の方もいらっしゃる、非常勤や嘱託の方もいらっしゃるという現状があらうかと思えます。このときの責任者とか職員というのは、立場上とかの縛りはありましたか。

○伊藤課長補佐

特に雇用形態について縛るつもりでは書いておりません。ただ、実際この方ですというように審査のときにお示しいただくと思えますが、それで本当に事務局体制として十分かという具体的な個別の審査はされると思っております。

○坂本委員

分かりました。ありがとうございます。

○永田座長

よろしいでしょうか。近藤委員、お願いします。

○近藤委員

スライドの10で、先ほど申し上げられなかったのですが、真ん中辺りに教授体制等に関するところがあり、「本務等（仮称）の教授者の中から」という文言で、今回、本務等というところの説明も入れていただいたのですが、まだ少し分かりにくいと思っております。例えば、これを主たる教員など、分かりやすい言葉に置き換えたかどうかと思っております。本務だと、非常勤や、専任も理解をする際に浮かんでしまうところがあるので、その辺りの文言をもう少し検討していただければと思いました。

○永田座長

この本務等教授者のところが、まだ表現として分かりにくいということでしょうか。

○近藤委員

本務等教授者の中から主任者を置いているかというところですが、結局、先生方の中で主任者を置いているかというところがポイントだと思います。ですので、主たる教員組織の中からとか、主軸となる教員の中から主任者を置いているかなどの表現でもいいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○永田座長

この「本務等」という表現について、表現上、少しかみ砕くとか、分かりやすい表現があるかどうか。どうでしょうか。

○伊藤課長補佐

仮称と付けさせていただいているとおり、我々も今のところふさわしい言い方がなかなかすぐに出てこないところで、内容的には、いわゆる専任と本務教員を合わせたものということで、本務等という言い方を定義の中から取ってきて付けさせていただいているところです。

他方で、今、近藤委員がおっしゃったように、例えば、「主たる」などが思い付くのですが、そうすると、主任者と主たる教員が二つ登場することになり、分かりづらくなるということもあります。なかなか名前が付けづらいと思っておりまして、こうしたらいいのではないかという御提案を是非頂けると有難いとは思っております。

○永田座長

ありがとうございます。御苦勞をお掛けしています。主たる教員、そうですね。

○近藤委員

案としては今は何もないのですが、教授者の中から主任者を置いているかだとやはり分かりにくいので、その後に何か説明を入れるということでは大ざっぱですか。説明が長いなどと思ひまして。

○永田座長

用語はもうこのままにして、説明をかみ砕くかという形でしょうか。

○近藤委員

はい。

○永田座長

ありがとうございました。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

今のすぐ下の、二つ目の丸、養成課程の云々の後半ですけれども、その上で、本務等の教授者の数が3名を下回っていないかというのは、養成課程を教えている先生たちの中で、3人以上の専任教員が入っているという、そのような理解ですかね。どういう科目を教えているかは関係なしに、教員養成の課程で教えている先生の中で、3名以上は専任教員であるという理解でよろしいでしょうか。

○永田座長

この点の確認、いかがでしょうか。

○伊藤課長補佐

専任もしくは本務教員ということになりますが、御指摘のとおり、養成課程を教えている先生の中に、その機関ないし学部なりの専任ないしは本務教員が3人以上いるかということになります。前回の御議論で、養成課程だけの業務に専念している方を3人求めるということは現実的ではないという話がありましたので、そこは少し広げて、その養成課程を実施している機関ないし学部・学科等の専任教員もしくは本務教員の方が3人以上関わっているということにさせていただきます。

○坂本委員

ありがとうございました。

○永田座長

実際に申請していくときに、専任や本務に関しては、分かりやすい説明があると誤解を招かないのではないかと思います。北出委員、お願いします。

○北出委員

試験の時期と関連して、例えば、教職課程だと、4年生の夏休みに試験を受けて、卒業してすぐに就職するという道が多いと思います。もちろん中途の方もいらっしゃいます。日本語教師も、大学の養成課程を出て、4年生修了で、次の4月から日本語学校就職ということが想定されているのでしょうか。例えば、4年生に応用試験があつて、4月から日本語学校で働くということが可能なルートとして想定されているのか。それとも、一度卒業して、応用試験を受けて、日本語学校に就職ということになっているのか。どこまで若手がすぐに就職できるようなルートを想定されているのか、教えていただけますか。

○永田座長

先ほどの意見にありました、課程の修了見込みをどの時点を出して、応用試験を受けて、最終的に学位を取って登録日本語教員になるかといったスケジュール感とも関係すると思います。今の時点で想定はあるのでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

大学を出られて、そのまま日本語学校に行きたいという方がいらっしゃったら、そういうルートができるだけ円滑になるようにということが望ましいと思っております。

今言えるところとしましては、まず来年度の日本語教員試験の実施時期は、大体来年の後半ですね。秋終わりから冬初めぐらいかなと思っております、そのぐらいの時期にまず試験は実施させていただいて、どういう方が養成見込みになるのか、どこまで単位をどの時点で取られるかというのは、大学によって幅があるのかもしれませんが、修了見込みの方も受験は可能であるような形で整理をさせていただきたいと思うので、どこの段階まで行ったら、試験を受けられますというところは、実際のやり方などをよくお聞かせいただきながら決めていきたいと思っております。いずれにしろ、混乱はないようにしていきたいと思っております。

○永田座長

よろしいでしょうか、北出委員。

○北出委員

はい。ありがとうございます。

○永田座長

学校教員免許も、教員採用試験を受けるのは、見込みの状態、実際に教育委員会から出るのは3月なので、同じようなイメージかなと、今、話を聞いていて思いました。今から制度が整備されていく中で、いかに人材を教育現場にスムーズに送り込んでいける形にしていくかという話になろうかと思えます。その他いかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

○坂本委員

20ページに、教師養成課程に関して、第三者評価というのが文言ではありますが、具体的には、どういう方を第三者と想定しているのでしょうか。一人なのか複数なのか、勝手にこの先生にお願いして了解していただきましたということでもいいのか、それとも、文化庁で、大体こういう方に依頼していただきみたいなのがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○永田座長

現時点で何かありますでしょうか。

○伊藤課長補佐

今お示しいただいたページは、今年の1月の有識者会議の報告書でまとめていただいているものですが、実は、もう一つの認定機関の方と違いまして、登録機関の場合は、法令上、その評価が位置付けられているわけではございませんので、少し後の議論で、具体的に運用の場面でどういう評価をしていただくかという議論をしていきたいと思っております。今時点では、この1月の報告書以上のものはございません。

○坂本委員

分かりました。

○永田座長

では、加藤委員、お願いします。

○加藤委員

先ほどの近藤委員がおっしゃったところに続く形での二つです。これから待遇の改善あるとか、日本語教師の社会的地位ということを考えていくときに、大学を卒業した人がそのまま日本語教師として就職できるような形を作っていくことが望ましいと思っています。

そのために、とても重要だと思うのが、修了させる側の大学と、受け入れる側の日本語学校とがきっちりと連携をしていくことだと思います。今、受け入れる側の立場で言うと、いきなり専任教員として採用するかというと、なかなかそこは難しいところで、御存じのように、非常勤からスタートするというのが一般的な養成講座修了生たちなんですね。

ただ、最初から専任として、ちゃんと給料をもらえる形の教師として採用するためには、インターンシップの制度であるとか、1年生の頃からきっちりと日本語教育機関と連動しながら進めるシステムが今後必要だろうと強く思います。

そのときに、受け入れる側も、送り出す側も、両方がいい形で、来た者を全部入れなければいけないといった問題もどうするかなど、最後に含めても、そこはこれからの課題として、今回これが来年から施行されますので、何としても、いい形を作っていけたらいいなと思うので、よろしくをお願いします。まずそういう気持ちの一つです。

もう一つは少し違う問題ですが、私たちの養成講座は、基本的には、ほぼ日本人を対象にしています。ただ、私たちが教育実習を受け入れている事例を見ても、大学、特に大学院生は、外国人の方の比率が高くなっています。そうしたときに、今回、基礎試験とか応用試験に合格するということがまず一つですが、そこに日本語能力は、どのようになっていくのか。それから、外国籍の方になるので、ビザとの連携についても、日本語教師としてビザが法務省で発給されるのかといった辺りも省庁を超えた形での連携協力もあると思いますので検討の材料としていただければと思います。それから、外国籍の方が多いという点について、外国籍日本語教員が専任教員として多国籍の日本語学校で、あるいは国籍

が1か国であったとしても、日本語学校で日本語教師になるということ、否定はもちろんしていませんが、現実的なところとの兼ね合いで、若干の懸念というか、どうなんだろうかと思うところです。

○永田座長

ありがとうございました。1点目は、どういう人材を養成していくかは、送り出し側と受け入れ側の教育現場がどう円滑に接続していくかが重要である。例えば、学校にしっかりした教員免許を持った日本語教育人材を送り込んでいくとか、そういった教育機関の接続の問題を改めて御提言いただいたかと思います。

2点目も、この登録日本語教員自体が、どういう人か。これから恐らく教員自体も、専門性を持ちつつも多様化していくと思いますので、そういった大事な問題の御指摘、御提言いただいたかと思います。

それでは、時間になってまいりました。今日は様々な御意見、御質問いただき、ありがとうございました。これで議事は終了しましたので、本日のワーキンググループはここまですとしたいと思います。今後の予定について、事務局からお願いいたします。

○石澤養成研修専門官

委員の皆様、ありがとうございました。次回のワーキンググループは、8月30日水曜日の開催を予定しております。引き続き、何とぞよろしく願いいたします。

○永田座長

ありがとうございます。それでは、改めまして、これで登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループを閉会いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —